

令和 6 年 11 月 22 日
高齢施策担当部高齢者支援課

「練馬区地域包括支援センターの人員および運営の基準に関する条例」の一部
改正について

1 改正の理由

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）が、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の職員配置について柔軟な職員配置を可能とするため、一部改正された。これを踏まえ、条例で定めるセンターの職員に係る基準および当該職員の員数に関する基準を改めるため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 1 の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数について、練馬区地域包括ケア推進協議会が第 1 号被保険者の数およびセンターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法によることを可能とする。（第 4 条関係）
- (2) (1)にかかわらず、練馬区地域包括ケア推進協議会がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数のセンターが担当する区域ごとの第 1 号被保険者の数を合算した数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとにセンターに配置すべき 3 職種の常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、それぞれのセンターが 3 職種の配置基準を満たすものとする。この場合において、質の担保の観点から、当該区域の 1 のセンターは、3 職種のうちいずれか 2 以上の常勤の職員を配置しなければならないこととする。（第 4 条関係）
- (3) その他規定の整備を行う。

3 改正時期

令和 7 年第一回練馬区議会定例会へ改正条例の議案を提出する予定。

4 参考資料

「令和 6 年度地域支援事業実施要綱等改正の概要」より抜粋（別添資料1）